

平成18年5月熊野市議会臨時会会議録目次

第1日目（5月12日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
会議に出席した事務局職員の職氏名	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	7
議長の選挙	7
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
副議長の選挙	10
選任第1号	12
選任第2号	13
紀南病院組合議会議員の選挙	13
紀南介護保険広域連合議会議員の選挙	14
東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙	15
諸般の報告	16
議案第1号	17
議案第2号	18
議案第3号	22
議案第4号	23
同意案第1号	26
閉会中の継続審査の申し出について	26
閉 会	27

平成18年5月熊野市議会臨時会会議録（第1日）

招 集 平成18年5月12日(金)平成18年5月熊野市議会臨時会を熊野市議
会議場に招集した。

開 会 平成18年5月12日(金)午前9時00分

開 議 平成18年5月12日(金)午前9時12分

出席議員（18名）

1番	濱 重明君	2番	和田 いく子さん
3番	増田 幸美君	4番	山田 実君
5番	下田 克彦君	6番	岩本 育久君
7番	大西 三春さん	8番	樋口 雄史君
9番	山本 良正君	10番	山本 洋信君
11番	中田 悦生君	12番	前地 林君
13番	前田 桂之助君	14番	松山 秀夫君
15番	清水 純一君	16番	上嶋 治之君
17番	堀 力君	18番	岡本 寛三君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二君	特 別 参 与	下川 勝三君
収 入 役	山川 勝君	消 防 長	植中 稔雄君
総 務 課 長	浜田 秀人君	税 務 課 長	岩本 勉君
監査委員事務局長	原田 葉子さん		

会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	岡本 憲明君	次 長	西岡 久典君
議 事 係 長	山口 耕作君	庶 務 係 長	大谷 健君

議事日程

開 会

開 議

日程第1 議長の選挙

2 議席の指定

- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 副議長の選挙
- 6 選任第1号 常任委員会の委員の選任について
- 7 選任第2号 議会運営委員会の委員の選任について
- 8 紀南病院組合議会議員の選挙
- 9 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙
- 10 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

諸般の報告

- 1 説明員の報告
- 日程第1
- 1 議案第1号 専決処分の承認について
 - 2 議案第2号 専決処分の承認について
 - 3 議案第3号 専決処分の承認について
 - 4 議案第4号 専決処分の承認について
 - 5 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について
 - 6 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1、議長の選挙から日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてまで

午前 9時00分 開会

○議会事務局長（岡本憲明君） 皆さん、おはようございます。

私は、議会事務局長の岡本でございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ご出席の議員中、岡本議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

岡本議員、議長席にお着きください。お願いします。

（岡本寛三議員 議長席に着席）

○臨時議長（岡本寛三君） ただいまご紹介いただきました岡本でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 皆さん、おはようございます。

新しく選出をされました18名の議員の皆様方をお迎えし、初議会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、去る4月23日に執行されました、合併後、初めての熊野市議会議員選挙において、厳しい選挙戦を戦い抜かれ、市民の皆様のお熱い期待を担って、めでたく当選されましたことに対しまして心からお祝いを申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本市を取り巻く状況は、過疎化、少子・高齢化の進展や地域経済についても低迷する状況にあります。合併によって一層多様で豊かな地域資源を有する市となりました。この地域資源を生かしながら、市民参加、市民の皆さんと行政との協働によるまちづくりを進め、産業振興、保健福祉、生活環境、教育・文化・スポーツなど、各分野における施策に積極的に取り組み、「活力と潤いのあるまち・熊野」の実現に向けて、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、市政運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますご健勝でご活躍をいただきますよう心からご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

○臨時議長（岡本寛三君） 一般選挙後の最初の議会であり、初対面の方もござい

ますので、この際、執行部を含めて自己紹介をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（岡本寛三君） ご異議がないようですので、ただいまから自己紹介をお願いいたします。

まず、執行部からお願いしますが、先ほど、市長からあいさつを受けましたので、特別参与から順次お願いをいたします。

(執行部自己紹介)

○特別参与（下川勝三君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの市長のお話にもありましたように、さきの市議会議員選挙で厳しい選挙戦を勝ち残られました18名の皆さんに、まずもって心からお祝いを申し上げておきたいと思います。

私、ただいまご紹介ありました特別参与 下川勝三でございます。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

○収入役（山川 勝君） このたびの選挙でご当選されまして、おめでとうございます。

収入役の山川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（杉松道之君） 教育委員会教育長の杉松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（植中稔雄君） 消防長の植中と申します。今後ともひとつよろしく願いします。

○福祉事務所長（岡部忠澄君） 福祉事務所長兼母子生活支援施設長の岡部です。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（向山兼司君） 地域振興課長 向山でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（浜田秀人君） 総務課長の浜田秀人です。よろしくお願いいたします。

○市長公室長（中田裕三君） 市長公室長 中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興課長（土口直洋君） 農業振興課長 土口直洋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設課長（福田恵優君） 建設課長の福田です。よろしく願いします。

○環境対策課長（森本 明君） 環境対策課長の森本です。よろしく願いします。

- 健康・長寿課長（城 六男君） 健康・長寿課長の城と申します。よろしくお願
いします。
- 市民保険課長（山本達由君） 市民保険課長の山本達由です。どうぞよろしくお
願いいたします。
- 税務課長（岩本 勉君） 税務課長の岩本です。どうぞよろしくお願
いします。
- 水道課長（鈴木 衛君） 水道課長の鈴木です。どうぞよろしくお願
いいたしま
す。
- 観光スポーツ交流課長（奥田博典君） 観光スポーツ交流課長の奥田博典です。
どうぞよろしくお願
いします。
- 林業振興課長（島田克史君） 林業振興課長の島田と申します。どうぞよろしく
お願
いします。
- 水産・商工振興課長（山門正昇君） 水産・商工振興課長の山門正昇です。よろ
しくお願
いします。
- 総務課防災対策監（松下任克君） 総務課防災対策監の松下任克です。どうぞよ
ろしくお願
いします。
- 会計課長（柳本秀和君） 会計課長の柳本秀和でございます。どうぞよろしくお
願
いいたします。
- 地域総合課長（星山政文君） 地域総合課長兼紀和診療所事務長の星山です。よ
ろしくお願
いします。
- 農業委員会事務局長（西塚紀生君） 農業委員会事務局長の西塚です。どうぞよ
ろしくお願
いします。
- 監査委員事務局長（原田葉子さん） 監査委員事務局長の原田葉子でございます。
どうぞよろしくお願
いします。
- 教育委員会学校教育課長（田岡 隆君） 教育委員会学校教育課長の田岡ござ
います。どうぞよろしくお願
いします。
- 教育委員会総務課長（杉下富十郎君） 教育委員会総務課長の杉下です。どうか
よろしくお願
いいたします。
- 教育委員会社会教育課長（恵木博若君） 教育委員会社会教育課長兼市民会館館
長の恵木でございます。よろしくお願
いいたします。
- 教育委員会社会教育課副参事（須摩道男君） 教育委員会社会教育課副参事 須
摩と申します。よろしくお願
いいたします。
- 東紀州農業共済事務組合局長（陰地博則君） 東紀州農業共済事務組合局長の陰

地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○紀南介護保険広域連合事務局長（和田博史君） 紀南介護保険広域連合事務局長の和田博史です。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防署長（和田文明君） 消防署長の和田です。よろしくお願いいたします。

○消防本部参事（山田文也君） 消防本部総務課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

○消防本部参事（加田好夫君） 消防本部予防課長の加田でございます。よろしくお願いいたします。

○建設課用地対策監（芝 育也君） 建設課用地対策監の芝です。よろしくお願いいたします。

○総務課副参事（下平晴己君） 総務課副参事 下平です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（岡本寛三君） なお、本日、北野和也消防本部次長が欠席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、次に、議員諸君の紹介をただいまから着席順にお願いをいたします。

1 番からどうぞ。

（議員自己紹介）

○1 番（濱 重明君） 新人の濱です。よろしくお願いいたします。

○2 番（和田いく子さん） 和田いく子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○3 番（増田幸美君） 増田幸美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○4 番（山田 実君） 山田 実でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○5 番（下田克彦君） 下田克彦です。よろしくお願いいたします。

○6 番（岩本育久君） 岩本育久でございます。よろしくお願いいたします。

○7 番（大西三春さん） 大西三春でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○8 番（樋口雄史君） 樋口雄史です。どうぞよろしくお願いいたします。

○9 番（山本良正君） 山本良正です。よろしくお願いいたします。

○10 番（山本洋信君） 山本洋信です。よろしくお願いいたします。

○11 番（中田悦生君） 中田悦生です。どうかよろしくお願いいたします。

○12 番（前地 林君） 前地 林です。よろしくお願いいたします。

○13 番（前田桂之助君） 前田です。よろしく。

- 14番（松山秀夫君） 松山秀夫です。よろしくお願いします。
- 15番（清水純一君） 清水純一でございます。よろしくお願いします。
- 16番（上嶋治之君） 上嶋治之です。よろしくお願いします。
- 17番（堀 力君） 堀 力です。どうぞよろしくお願いします。
- 臨時議長（岡本寛三君） 暫時休憩をいたします。

執行部の方は退場願います。

議員諸君は、しばらくお待ちください。

（執行部退席）

午前9時12分 休憩

午前9時12分 再開

- 臨時議長（岡本寛三君） 再開いたします。

～開 会 宣 言～

- 臨時議長（岡本寛三君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮着席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、議事日程はお手元に配付したとおりであります。臨時議長といたしましては、日程第1、議長の選挙のみを行い、事後の日程は新議長により運営されますので、ご了承をお願いをいたします。

～日程第1 議長の選挙～

- 臨時議長（岡本寛三君） 日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（岡本寛三君） ご異議なしと認め、よって、選挙の方法は投票といたします。

議場閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

- 臨時議長（岡本寛三君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○臨時議長（岡本寛三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（岡本寛三君） 配付漏れなしと認め、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長（岡本寛三君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(議会事務局長 点呼)

(投票)

○臨時議長（岡本寛三君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（岡本寛三君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（岡本寛三君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、4番 山田 実君、8番 樋口雄史君、14番 松山秀夫君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立会人 立ち会い)

(開票)

○臨時議長（岡本寛三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票18票、無効0票であります。有効投票中、中田悦生君13票、清水純一君5票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4.5票であります。

よって、中田悦生君が議長に当選されました。

中田悦生君が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

中田悦生君の発言を許します。

11番、中田悦生君。

(11番 中田悦生君 登壇)

○11番(中田悦生君) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまの議長選挙におきまして、不肖私、中田悦生が多くの皆様のご支援をいただきまして、議長に推挙されました。まことに身に余る光栄と思っております。改めて責任の重大さを身にしみているところでございます。

これから先は、浅学非才な私ではありますが、円滑な議会運営、公正な議会運営を目指して努力をしていきたいと思っております。

新熊野市の発展と熊野市議会の発展に全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様方のご協力、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いさせていただいて、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長(岡本寛三君) 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席に着席をお願いします。

(議長 中田悦生君 着席)

○議長(中田悦生君) 交代いたしました。

議事運営にご協力をお願いいたします。

～日程第2 議席の指定～

○議長(中田悦生君) 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を局長に朗読させます。

○議会事務局長(岡本憲明君) 命により、朗読いたします。

1番 濱 重明議員、2番 和田いく子議員、3番 増田幸美議員、4番 山田実議員、5番 下田克彦議員、6番 岩本育久議員、7番 大西三春議員、8番 樋口雄史議員、9番 山本良正議員、10番 山本洋信議員、11番 中田悦生議員、12番 前地 林議員、13番 前田桂之助議員、14番 松山秀夫議員、15番 清水純一議員、16番 上嶋治之議員、17番 堀 力議員、18番 岡本寛三議員。

～日程第3 会議録署名議員の指名～

○議長(中田悦生君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、議長において、1番 濱 重明君、10番 山

本洋信君を指名いたします。

～日程第4 会期の決定～

○議長（中田悦生君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時議会の会期については、本日、5月12日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時議会の会期は、本日、5月12日、1日間と決しました。

～日程第5 副議長の選挙～

○議長（中田悦生君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（中田悦生君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（中田悦生君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（中田悦生君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（議会事務局長 点呼）

（投 票）

○議長（中田悦生君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○議長（中田悦生君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、4番 山田 実君、8番 樋口雄史君、14番 松山秀夫君を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

（立会人 立ち会い）

（開 票）

○議長（中田悦生君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票1票であります。有効投票中、山本洋信君17票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4.25票であります。

よって、山本洋信君が副議長に当選されました。

山本洋信君が議長におられますので、本席から議会規則第31条第2項の規定により告知いたします。

山本洋信君の発言を許します。

10番、山本洋信君。

（副議長 山本洋信君 登壇）

○副議長（山本洋信君） ただいま選挙におきまして、皆様方の本当に絶大な支持をいただきました。まことにありがとうございます。

合併後、初の選挙におきまして副議長に推挙いただきました。今後、1年間、いろんな問題があろうかと思えます。中田議長を補佐しつつ、円滑な議会運営を目指したいと思えます。議員諸氏のご協力をよろしくお願いいたします。

本当にありがとうございました。

（拍 手）

○議長（中田悦生君） 暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（中田悦生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

～日程第6 選任第1号 常任委員会の委員の選任について～

○議長（中田悦生君） 日程第6、選任第1号 常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務財政常任委員に、増田幸美君、山田 実君、大西三春さん、樋口雄史君、中田悦生、前地 林君、以上、6名であります。

教育民生常任委員に、和田いく子さん、下田克彦君、岩本育久君、山本洋信君、前田桂之助君、上嶋治之君、以上、6名であります。

産業建設常任委員に、濱 重明君、山本良正君、松山秀夫君、清水純一君、堀力君、岡本寛三君、以上、6名であります。

それぞれ各常任委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を各常任委員に選任することに決しました。

それでは、各常任委員会の正・副委員長互選のため、暫時休憩し、各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会の開催場所については、局長から申し上げます。

なお、正・副委員長が互選されましたら、議長まで報告願います。

○議会事務局長（岡本憲明君） 常任委員会の開催場所をお知らせいたします。

総務財政常任委員会は第3委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室、産業建設常任委員会は第1委員会室でお願いします。

○議長（中田悦生君） 暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（中田悦生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、局長に報告いたさせます。

○議会事務局長（岡本憲明君） 報告いたします。

総務財政常任委員長に前地 林議員、副委員長に大西三春議員、教育民生常任

委員長に前田桂之助議員、副委員長に岩本育久議員、産業建設常任委員長に堀力議員、副委員長に濱重明議員、以上です。

○議長（中田悦生君） 以上のとおりであります。

よろしく願いいたします。

～日程第7 選任第2号 議会運営委員会の委員の選任について～

○議長（中田悦生君） 日程第7、選任第2号 議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、濱重明君、岩本育久君、大西三春さん、前地林君、前田桂之助君、堀力君、以上、6名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、議会運営委員会の正・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

開催場所については、局長から申し上げます。

○議会事務局長（岡本憲明君） 議会運営委員会の開催場所は第2委員会室でお願いいたします。

○議長（中田悦生君） 暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（中田悦生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長が互選されましたので、局長に報告いたさせます。

○議会事務局長（岡本憲明君） 報告いたします。

委員長に前田桂之助議員、副委員長に前地林議員、以上であります。

○議長（中田悦生君） 以上のとおりであります。

よろしく願いいたします。

～日程第8 紀南病院組合議会議員の選挙～

○議長（中田悦生君） 日程第8、紀南病院組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、紀南病院組規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから

5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南病院組合議会議員に、下田克彦君、岩本育久君、前地 林君、上嶋治之君、堀 力君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を紀南病院組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が紀南病院組合議会議員に当選されました。

下田克彦君、岩本育久君、前地 林君、上嶋治之君、堀 力君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

～日程第9 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙～

○議長(中田悦生君) 日程第9、紀南介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、紀南介護保険広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南介護保険広域連合議会議員に、和田いく子さん、増田幸美君、山田実君、大西三春さん、山本洋信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を紀南介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が紀南介護保険広域連合議会議員に当選されました。

和田いく子さん、増田幸美君、山田実君、大西三春さん、山本洋信君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

～日程第10 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙～

○議長(中田悦生君) 日程第10、東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、東紀州農業共済事務組規則第5条の規定により、本市議会議員のうちから2名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、増田幸美君、岩本育久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名の議員を東紀州農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました2名の議員が東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました。

増田幸美君、岩本育久が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時10分 再開

○議長(中田悦生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事に先立ち、諸般の報告については、地方自治法第121条の規定により、関係当局に出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり、通告を受けております。

～日程第11 議案第1号 専決処分の承認についてから

日程第14 議案第4号 専決処分の承認についてまで～

○議長(中田悦生君) 日程第11、議案第1号 専決処分の承認についてから、日程第14、議案第4号 専決処分の承認についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長(河上敢二君) 平成18年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案

につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認についてにつきましては、紀和診療所の管理体制を平成18年度の人事異動に合わせて、その充実を図るため、所管を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市組織条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、その承認を求めるものがあります。

議案第2号 専決処分の承認についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、その施行期日が本年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号 専決処分の承認についてにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、その施行期日が本年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第4号 専決処分についてにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、その施行期日が本年4月1日とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田悦生君） 次に、順次内容の説明を求めます。

議案第1号について。

総務課長。

（総務課長 浜田秀人君 登壇）

○総務課長（浜田秀人君） 議案第1号 専決処分の承認についてにつきまして、その内容のご説明をいたします。

議案集1ページから3ページ及び議案説明資料の1の1ページから4ページを
ごらんください。

熊野市・紀和町が合併し、新市の組織について、11月1日、熊野市組織条例

を専決処分し、11月の臨時会で承認を得ております。

合併後、紀和診療所につきましては、健康・長寿課の所管として、その事務を行ってまいりましたが、迅速な事務処理と円滑な管理運営のためには、近接した紀和総合支所において行うことが望ましいとの考えにより、平成18年4月1日から地域総合課の所管に改めるため、熊野市組織条例の一部を改正したものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中田悦生君） 次に、議案第2号及び議案第3号について。

税務課長。

（税務課長 岩本 勉君 登壇）

○税務課長（岩本 勉君） 議案第2号 専決処分の承認につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の熊野市税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されましたことによります改正でございます。

今回の改正の主なものは、個人市民税では、国からの税源移譲に伴う所得割の税率等の改正、均等割及び所得割の非課税限度額の改正、定率減税の廃止、住宅借入金等特別税額控除等の改正であり、固定資産税では、負担調整措置の見直しと耐震改修価格の減額等の改正、たばこ税については、税率の改正であります。

それでは、順を追って、できるだけ簡単にご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料では5ページからとなっております。

第1条 熊野市税条例の改正であります。

第24条第2項は、個人の市民税の均等割の非課税の範囲について、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算する金額を「17万6,000円」から「16万8,000円」に改正するものであります。

第31条第2項は、法人等の均等割の税率を定めたものであり、表中の「資本等の金額」を「資本金の額」に、「出資金額」を「出資の額」に改める字句の修正であります。

第34条の2は、所得控除であります「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改めるものであります。

第34条の3第1項は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に係る個人の市民税の所得割の標準税率を累進税率から一律に10%比例税率に改正するものであります。この改正により、山林所得の5分5乗課税が廃止

されることになりました。

第34条の4は、改正前では、変動所得または臨時所得がある場合の税額の計算を規定しておりましたが、この規定の廃止により、第34条の6で規定していた法人税割の税率を第34条の4として規定するものであります。

第34条の6は、所得税と個人の市民税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除に差異があるため、同じ収入を有していても、所得税と個人の市民税では課税標準に差が生じます。この差額に起因する負担増を調整するため、新たな控除を創設するものであります。

議案書の7ページをお願いします。

第34条の7は、前条で新たな所得控除が設けられたための改正であります。

第34条の8第1項は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除率を「100分の68」から「5分の3」への改正であり、第2項は、市民税所得割の額から控除をし切れず、還付すべき額がある場合には、当該還付すべき額をその年度分の市民税均等割または県民税所得割もしくは均等割に充当できる改正であり、新たに設けた第3項は、県民税所得割の額から控除をし切れず、還付すべき額がある場合には、当該還付すべき額をその年度分の県民税均等割または市民税所得割もしくは均等割に充当することができる改正であります。

第36条の2第1項は、第34条の2の改正に伴う改正であり、第6項は字句の修正であります。

第53条の4は、分離課税に係る所得割の税率を「100分の6」に改正するものであります。

第57条及び第59条は、地方税法348条第2項第10号の8の適用を除外するものであり、第61条第9項及び第10項は、地方税法第349条の3第11項の規定を加える固定資産税の課税標準等の特例の改正であります。

第95条は、たばこ税の税率を1,000本につき「2,743円」を「3,064円」に改正するものであります。

続きまして、条例の附則の改正についてであります。

附則第2条の2第5項は、第34条の4の改正によるものであります。

議案書の8ページ、議案説明資料では22ページになります。

附則第5条第1項は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲について、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合に加える金額を「35万円」から「32万円」に改正するものであり、第2項、第3項は、第34条の6の改正によるもの

であります。

附則第6条は、居住用財産の買かえ等の場合に生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る改正であり、附則第6条の2は、特定居住用財産を譲渡した場合に生じた損失金額の損益通算及び繰越控除に係る改正であります。

附則第6条の3は、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例規定であり、準用規定を削る改正であります。

議案書9ページ、議案説明資料では31ページであります。

附則第7条第1項は、個人の市民税の配当控除の改正であり、括弧書きを削るとともに、第34条の6の改正に伴う改正であります。

附則第7条の2を削除し、附則第7条の2の次に第7条の3を新たに加えるもので、附則第7条の3は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の特例であり、税源移譲により所得税額が減少する結果、控除限度額が所得税額より大きくなり、控除し切れなくなった場合、移譲前の所得税において控除できた額と同等の負担減となるように、個人の市民税の減額措置を講じるものであります。

具体的には、平成11年から平成18年までの居住者について、申告を求めた上、翌年度の個人の市民税の所得割の額から控除するものであります。

附則第8条第2項は、税率割合の改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る特例規定であり、所得割額を算出する場合の割合が「100分の1」から「100分の0.9」に改正するものであります。

附則第9条は、退職所得の市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正であります。

議案書10ページ、議案説明資料では35ページになります。

附則第10条の2は、第3項を削除したことに伴う、第4項、第5項の条文の整理であり、新たに第5項を加えるものであります。第5項は、固定資産税における耐震改修促進税制の創設であり、既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅について、耐震基準に適合した工事で、改修後3カ月以内に申告書を提出した場合に税額を減額するというものであります。

附則第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例を受けるための申告等の改正であります。

議案説明資料39ページから45ページまでの附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条、第13条の2及び第14条の改正は、3年

ごとに見直しされる固定資産税の評価替えに伴う平成18年度から平成20年度までの各年度の土地の価格に対して課する固定資産税の特例等の改正であります。

議案書13ページ、議案説明資料では46ページになります。

附則第15条の2は、特別土地保有税の課税の特例で、同法の廃止後においても徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長等の所要の措置及び徴収猶予を継続できる措置の改正であります。

議案説明資料48ページの附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例で、改正の実施時期を平成18年7月1日とし、市税条例第95条の規定にかかわらず、当分の間、旧3級品以外のたばこ税の税率を3,298円に、旧3級品については1,564円に改正するものであります。

議案説明資料49ページから70ページの附則第16条の4、第17条、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第19条の2、第19条の3、第19条の4、第19条の5、第20条及び第20条の3までの改正は、分離課税等に係る個人の市民税の改正であり、分離課税等に係る県の分と市の分の税率割合等を税源移譲後の県民税4%と市民税6%の割合に合わせるための改正及び地方税法等の改正による適用条項の改正と字句等の修正であります。

議案書16ページから18ページで、議案説明資料では72ページから77ページまでの附則第20条の4の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の賦課の特例は、租税条約の適用がある場合の課税についてであり、日英租税条約の締結等に絡んで見直しがされたものであります。

議案説明資料77ページの附則第21条は、個人の市民税の負担軽減に係る定率減税の特例を削除するものであります。

また、今回の改正で、議案説明資料の78ページから104ページの附則第9条関係の別表、退職所得に係る市民税の特別徴収税額表を削除するものであります。

議案書19ページ、議案説明資料では106ページになります。

第2条 熊野市税条例の改正であります。

附則第20条の4の改正は、先ほどの第1条 熊野市税条例の改正の中で、日英租税条約の締結等に絡んで見直しがされ、追加した条例附則第20条の4を平成19年4月1日から施行となる税源移譲後の県民税4%と市民税6%の割合に合わせて改正するものであります。

附則第1条は、今回の改正に係る施行期日を規定したのですが、1号以下の

改正については、別に施行期日を定めております。

第2条及び第3条は、市民税に関する経過措置であり、第4条は固定資産税、第5条は市たばこ税に関する、それぞれ経過措置を規定したものでありますが、ご説明は省略させていただきます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3号 専決処分につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されましたことにより改正でございます。

主な改正は、平成16年度の所得税法の改正における公的年金等控除の見直し、及び老年者控除の廃止に伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するための措置であります。

それでは、順を追って、簡単にご説明申し上げます。

議案書の27ページ、議案説明資料の112ページであります。

附則第6項は、公的年金等所得に係る減額の特例及び所得割額の算定の特例などを追加したことによる条文の整備と字句の修正であります。

議案説明資料の112ページから114ページまでは、附則第6項の次に、附則4項を加え、附則第7項は、平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の特例の特別控除額28万円を定めたもので、同じく、附則第8項についても、平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例の特別控除額22万円を定めたものであります。

附則第9項は、平成18年度分における国民健康保険税に係る所得割の算定の特例の特別控除額13万円を定めたもので、同じく、附則第10項は、平成19年度分における国民健康保険税に係る所得割の算定の特例の特別控除額7万円を定めたものであります。

議案説明資料の114ページから118ページの附則第7項から14項までは、附則第6項の次に4項加えたことにより、各項を繰り下げるとともに、地方税法附則の改正に伴う条例の整備等であります。

資料118ページから119ページの附則第19条の条約適用利子等に係る国民健康保険税の特例及び附則第20条の条約適用配当等に係る国民健康保険税の特例は、日英租税条約及び日印租税条約の改正等に伴い、定められたものでありま

す。

議案書の30ページをお願いします。

附則につきましては、今回の改正に係る施行期日を規定したもので、ご説明は省略させていただきます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中田悦生君） 次に、議案第4号について。

消防長。

（消防長 植中稔雄君 登壇）

○消防長（植中稔雄君） 議案第4号 専決処分の承認についてにつきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集31ページ及び議案説明資料121ページから125ページをお願いいたします。

平成11年度から平成17年度までの間に、国家公務員の給与等が累計で平均約7.8%引き下げられたという社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成18年3月27日に公布されたことに基づき、熊野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、非常勤消防職員に対する公務災害補償額を算定する際の補償基礎額及び介護補償の額を改定するものであります。

なお、附則につきましては、1では施行期日を、2は経過措置を定めたものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田悦生君） 日程第11、議案第1号 専決処分の承認についてを議題とし質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第12、議案第2号 専決処分の承認についてを議題とし質疑に入ります。

4番。

○4番（山田 実君） 議案第2号の説明資料5ページなのですが、17万6,000円が16万8,000円と引き下がっているんですが、影響する対象者というんか、どれぐらいの方が影響されてくるんか、わかれば教えていただきたいと思

います。

○議長（中田悦生君） 税務課長。

○税務課長（岩本 勉君） ちょっと申しわけございません。ちょっと聞き取りにくかったのです。

○4番（山田 実君） 5ページの説明資料なんですけど、中段のところで、現行は17万6,000円を改正後は16万8,000円と。影響してくる対象というんか、影響される人数はどれぐらいになってくるか、おおよそでいいんですが。

○議長（中田悦生君） 税務課長。

○税務課長（岩本 勉君） まず、この金額を引き下げた理由についてですけども、これは生活保護の関係の基準によって引き下げたものでありまして、ちょっと人数については、把握は、現在、今、課税しておりますので、6月1日現在で課税します関係で、今のところ、まだ把握できておりません。

○議長（中田悦生君） 4番。

○4番（山田 実君） 引き下げるということで、対象者がふえると考えてよろしいでしょうか。

○議長（中田悦生君） 税務課長。

○税務課長（岩本 勉君） 恐らく所得の伸びが余り見込めていない状況の中で、ふえるものと考えております。

○議長（中田悦生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第13、議案第3号 専決処分の承認についてを議題とし質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第14、議案第4号 専決処分の承認についてを議題とし質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田悦生君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 専決処分の承認についてから、議案第4号 専決処分の承認についてまでにつきまして、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分の承認についてから、議案第4号 専決処分の承認についてまでにつきまして、委員会への付託を省略いたします。

日程第11、議案第1号 専決処分の承認についてを議題とし討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号はこれを承認することに決しました。

日程第12、議案第2号 専決処分の承認についてを議題とし討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号はこれを承認することに決しました。

日程第13、議案第3号 専決処分の承認についてを議題とし討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号はこれを承認することに決しました。

日程第14、議案第4号 専決処分の承認についてを議題とし討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号はこれを承認することに決しました。

～日程第15 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について～

○議長(中田悦生君) 日程第15、同意案第1号 熊野市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長の提案理由を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長(河上敢二君) 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号 熊野市監査委員の選任についてにつきましては、議員のうちから選任する監査委員として、松山秀夫君を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田悦生君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号 熊野市監査委員の選任についてにつきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号につきましては、委員会への付託を省略いたします。

日程第15、同意案第1号 熊野市監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号は、これに同意することに決しました。

～日程第16 閉会中の継続審査の申し出について～

○議長(中田悦生君) 日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり、会議規則第101条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田悦生君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

～閉会宣言～

○議長(中田悦生君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて平成18年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

熊野市議会臨時議長

署名議員

署名議員